

光が丘学園運営計画

1. 支援方針

(1) 支援の基本的な考え方

①子どもの理解と発達支援

一人ひとりの子どもをよりよく理解し、個性の伸張や克服する課題を明らかにしながら支援する。画一的な指導に陥らないよう、個別的な支援を基本としてその子の長所や能力を伸張させる。

②子どもの権利を守る

支援にあたって「叩く」「暴言」「無視」など肉体的、精神的な苦痛を与える、いわゆる「施設内虐待」や入所児童同士の「いじめ」や「暴力」などは、絶対に許されない行為であり、一人ひとりが安心して生活できる施設をつくる。

③生活の主体は子どもである

子どもたち一人ひとりが、主体的な生活を送るなかで、自主性、自立性を養い、目標や将来への希望をもって社会生活を送れるように配慮する。

(2) 光が丘学園支援指針～よりよく生きること（well-being）～

少子化社会の中で増え続ける児童虐待等が象徴するように、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる状況はさらに厳しい環境にある。社会的養護を必要とする児童も増加する中、

児童養護施設が担う責任は重大である。社会的養護を必要とする児童には、成長や発達を支える支援だけでなく、虐待経験や分離体験からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアも含めて、生活そのものが治療的な役割をもつことが求められる。そのためには、一人ひとりの子どもが慈しまれ大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。

(3) 支援にかかる重点

子ども一人ひとりの「よりよく生きること」の保障をめざし、

- ① 家庭的養護および個別化のための施設・環境整備を推進する。
- ② 基本的生活習慣の定着と豊かな生活体験を通して、主体的な判断に基づく自己実現をめざす。
- ③ 子どもそのものを受け止めた安心できる居場所づくりを心掛け、人との信頼関係や自尊心の醸成を図る。
- ④ 子どもの権利を保障するための研鑽に努め、子供の最善の利益を考慮した養育を行う。

児童支援にあたっては、個々の職員の養育全般に対する認識の違いを洗い出し、相互に、厳しく検証すると同時に、個々人の弱さを共通の認識として自覚し、それをプラスに転化するためその弱さを基盤にしながら、だれもが言いたいことを素直に言える風通

しのよい職場づくりを構築していきたい。

一人ひとりの子どもたちの自立支援のため、それぞれが役割を担い、職責を全うしていることを自覚し、子どもたち一人ひとりを育むという仕事に従事しているという誇りと自信、そして支援者としてのプロ意識を常に持ち続けたい。

(『児童の権利条約』『児童福祉法』『児童福祉施設最低基準』『権利ノート』『児童虐待防止等に関する法律』)

2. 運営方針

(1) 運営方針

「施設は子どもを選べても、子どもは施設を選べない」という厳しい現実を前に、正しい愛情と知識と技術を基盤に、家族から離れて生活する子どもの深い悲しみ、悩み、痛みを心底から理解できる施設づくり、児童一人ひとりをかけがえのない存在として認識する施設づくり、自己を厳しく律し、前向きに成長しようと努力する施設、社会の有形無形の支援や援助に感謝し、内にも外にも開かれた施設づくりをめざしたい。

子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として認め

そのために

- 子どもの気持ちを心底深く理解しよう。
- 子どもを育むものとして自らを律しより良く成長しよう。
- 今後とも開かれた学園となるよう努力しよう。

(2) 勤務にあたって

〈 就業規則～服務関係 〉

職員は、社会福祉法人「光が丘学園」の就業規則に従うものとする。

① 服務の基本原則

職員は、事業の公共的使命を自覚し公平誠実を旨とし、職務に従事しなければならない。(第19条1項)

② 法令及び指示命令の遵守

職員は、入所中の児童に対して懲戒を行うときは、又は、懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛や人格を辱める等その権限を濫用してはならない。(第20条2項)

③ 服務心得

職員は相互に人格を尊重し、秩序と品位の保持に努め、お互いに協力して職務を遂行しなければならない。職員は、入所児童に対して、親切丁寧を旨とし常に相手の立場を理解し、その言動に細心の注意を払い、入所児童の信頼を得るように努めなければならない。(第21条1項2項)

(3) 光が丘倫理綱領の具体化

① 日々かかわる職員によって入所児童に影響が及ぶことを自覚しながら援助

に努めます。

- ② 入所児童の問題行動の原因は、入所児童の側だけでなく、職員のかかわり方に問題がなかったかどうか検証します。
- ③ 入所児童の潜在能力や可能性を否定したり、職員自らの力量不足を入所児童に転嫁しません。
- ④ 入所児童にかかる問題行動の発生は、先送りせず、チーム全体で積極的な対応に取り組みます。
- ⑤ 入所児童の援助・課題は多様であり、適切な援助計画を策定し、実施・評価を通して、より適切な援助に努めます。

- ・ 朝の打合せ、職員会議などを通して、入所児童の意見や要望などを受け止め適切な支援を行う。
- ・ 各種行事の参加については、できるだけ本人の意思を尊重する。行事の企画、実施にも入所児童の参画を図る。
- ・ 可能な範囲で自由に使えるお金と使用する機会をつくる。
- ・ 私物の整理・処分・ロッカー・タンスなどの整理整頓や点検及び病気等の病状、治療法の説明などについては、可能な限り、入所児童の立会いや同意を求める。
- ・ 通信・連絡をする自由を保障し内容の詮索は行わない。
- ・ 入所児童には、光が丘学園「入所のしおり」(別紙)を説明し理解を得る。

(4) 児童関係資料

〈 光が丘学園倫理綱領 〉 2004年（平成16年）4月1日制定

< 倫理綱領前文 >

私たちは、家庭や家族から離れて生活している入所児童が等しく人間らしい生活が保障され心身ともに健やかに育成する責任を負っています。また、児童が将来において社会の一員としての役割を果たすために生きていくための力を育て、社会的自立を支援する責務があります。

その実現のため、入所児童の立場にたって本人の権利や選択を尊重し、サービスの質の向上を図り情報を開示するなど、利用者のサービス利用を支援していく必要があります。もちろん、発達途上の児童には、基本的な生活習慣の定着をはじめとして「しつけ」は欠かさず、発達に応じて考慮していく必要があります。

このため、私たちは、共通の認識にたった倫理観を確立し、それに基づいた行動をとるため、ここに「光が丘学園倫理綱領」を作成し全力をあげて、これらの目的を達成することを誓います。

< 基本的な柱 >

- 私たちは入所児童の人権を保障し人として尊重します。
- 私たちは入所児童を主人公とし自由に意見を述べる機会を保障します。
- 私たちは入所児童を好ましい環境の中で育て最善の利益を守ります。

< 倫理綱領条文 >

- 一 私たちは、入所児童一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、個々の生活歴、性別、年齢その他いかなる理由によっても差別しません。
- 二 私たちは、入所児童に対し、懲戒にかかる権限の濫用は行いません。殴る蹴る、叩く、つねる、暴言など肉体的、精神的苦痛を与える体罰はいかなる理由があっても用いません。
- 三 私たちは、入所児童に対し、嘲笑、からかい、考え方の押し付け、無視、命令など高圧的、権威的、あるいは乱暴な言動や態度はとりません。
- 四 私たちは、入所児童自らが選択、決定したことについては、それを尊重し、誠実かつ謙虚に対応します。
- 五 私たちは、入所児童一人ひとりに応じた適切な援助に努めるとともに、家庭状況に応じた家庭環境調整を行い家庭復帰ができるよう見通しをもった援助に努めます。
- 六 私たちは、常に、入所児童のプライバシーの保護、秘密保持及び自由

に意見が表明できる機会を保障し児童の知る権利を大切にします。

- 七 私たちは、常に、入所児童の声に耳を傾け、悩んでいるとき、相談や援助を求められたときは、適切に解決するよう努力します。
- 八 私たちは、入所児童に対して、励ましや賞賛を忘れず、一人ひとりを安心と意欲をもって暮らせる快適な生活を入所児童とともにつくります。
- 九 私たちは、自らの専門性や人間性を高めるため、常に、研鑽に努めるとともに、望ましい社会人としての言動や身だしなみに配慮します。
- 十 私たちは、地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員としてその役割を積極的に果たし貢献します。

〈 児童憲章 〉 1951年（昭和26年）5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立しすべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める。

- 児童は人として尊ばれる。
- 児童は社会の一員として重んぜられる。

- 児童は良い環境の中で育てられる。
- 一　すべての児童は心身ともに健やかに生まれ育てられその生活を保障される。
 - 二　すべての児童は家庭で正しい愛情と知識を技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
 - 三　すべての児童は適当な栄養と住居と衣服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
 - 四　すべての児童は個性と能力に応じて教育され社会の一員としての責任を自主的に果たすようにみちびかれる。
 - 五　すべての児童は自然を愛し科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また道徳的心情がつちかわれる。
 - 六　すべての児童は就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
 - 七　すべての児童は職業指導を受ける機会が与えられる。
 - 八　すべての児童はその労働において心身の発達が阻害されず教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように十分保護される。
 - 九　すべての児童は良い遊び場と文化財を用意され悪い環境から守られる。
 - 十　すべての児童は虐待・酷使・放任その他不当な取扱いから守られる。
 - 十一　すべての児童は身体が不自由な場合または精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。
 - 十二　すべての児童は愛とまことによって結ばれ良い国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

〈 児童の権利に関する条約 〉 1994年（平成6年）5月22日発効

- 一　18歳未満のすべての児童を対象にする。
- 二　児童は人種性出身などによって差別されない。
- 三　児童の成長のために何が最も大切な考慮する。（児童の最善の利益）
- 四　両親は児童を守り指導する責任がある。
- 五　両親の意思に反して児童を両親から引き離してはならない。ただし、分離が最善の利益のため必要な場合を除く。
- 六　児童は自己のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集まりをもつことが認められるべきである。しかし、そのためには児童も

- ほかのみんなのことをよく考え道徳を守っていくことが必要である。
- 七 児童は暴力や虐待（むごい扱い）といった不当な扱いから守られるべきである。
- 八 家庭を失ったり難民となった児童には保護と援助が与えられるべきである。
- 九 からだなどが不自由な児童には特別の養護が与えられるべきである。
- 十 児童の健康を守るための医療のサービスが与えられるべきである。
- 十一 児童は教育を受けることが認められるべきである。
- 十二 児童は遊びやレクレーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきである。
- 十三 児童が法律に反して自由が奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはならない。
- 十四 この条約の内容を成人及び児童のいずれにも広く知らせなければならぬ。

※ 「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（平成元年）11月20日、国連総会において全会一致で採択されたものです。わが国は、1990年（平成2年）にこの条約に署名し、1994年（平成6年）批准を行い、同年、5月22日から発効した。この条約の主な内容は上記の通りである。

『「この子を受けとめて、育むために」－育てる・育ちあう・いとなみ－』

養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本的目的とする。

そのために、安心して自分を委ねられる大人の存在（養育者の存在）が必要となる。子どもはその養育者によって、まず生きていることそのものを尊い、自分を大切と受けとめられていくことによって、自分や世界（自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中）を受け入れ、それらに关心を向け、関係をもつようになる。

子どもはこうした関係を形成していく過程をとおして、生きる力を培っていく。すなわち、身体的健康や成長の維持、促進のための姿勢を会得し、一方、人やもの、ことに対して、それぞれの特質に応じて、どのようにかかわったらよいか、つまり、生きていくための知恵やスキルを学んでいく。

児童養護施設における養育とは、一見、何気ない日々のいとなみのなかに絶え間なく24時間通しておこなわれる。それは、日常的な衣・食・住にまつわること、たとえば、衣服をどう整え、着るのか、栄養が足り、こころこもる食

事の提供、質素でも大切に手入れされ、調和を考えられた住環境、さり気なくも相手に配慮した言葉かけや振る舞い、こうした一つ一つはささいで平凡ともみえるが、それこそ実は自然によく考えられた日常生活の積み重ねと安定した継続をとおして「養育」がおこなわれている、と言えよう。

この意味で、児童養護施設の養育には、単一に理論をそのまま引用実践するというより人の心身の成長や治癒に関する多元にわたるさまざまな理論や技法を、総合的に常に現実と照合させながら適用していくことが必要である。はじめに理論ありきでなく、目前の子どもたちが必要としていることは何かを考えることから、養育に携わるおとなは常に考え方を工夫していくことが求められ、ともに成長しようという大人に出会うとき、子どもの養育は促進される。

養育に求められる愛情、それは「子どもの存在」そのものをまずそのまま受けとめたうえで、適切な観察力と知見とを総合的に活用して、子どもの特質、状態に即応したかかわり方を個別におこなうことである。外見的に優しい言葉かけや行為にとどまらず、それらが適切な持続力と寛容さをともなう配慮に裏打ちされたものであることが望まれる。

『「養育についてのメッセージ」より』(委員長 村瀬嘉代子 大正大学教授)

『「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会報告書」(全国児童養護施設協議会)』

3. 児童について

平成30年4月1日

(1) 在籍数 (本園定員30名)

区分	男子	女子	合計	備考
幼児	1	1	2	
小学生	4	2	8	
中学生	4	3	8	
高校生	5	1	6	
その他	1	0	1	
合計	15人	7人	22人	

4. 組織について

(1) 組織分担図 別紙

(2) 各特別委員会のねらい

① 感染症対策委員会

施設内において感染症による重大な健康被害が発症したは発生のおそれがある場合、迅速かつ適切な防疫対策を行うため「光が丘学園感染症総合対策委員会」（感染症対策委員会）を設置する。

ア 協議事項～感染症の起因、感染経路の原因究明、対策、情報収集など

イ 組織～運営委員会構成員、関係職員（嘱託医）・・・「設置要項」参照

② リービングケア委員会

リービングケアは、一般的には「退所準備ケア」「社会生活・家庭生活導入ケア」であるが、光が丘学園では狭義のみならず、リービングケアを、子どもの発達段階に応じた生活体験や、仲間や信頼できる大人との日々の営みを通して、子ども自身が生き生きと生活すること、そして、社会人として必要な知識や技能を自らが獲得出来るための支援と考える。そのために、施設生活を、生活主体者である子どもの視点で見直しながら、子どもが自ら選択し、参加し、成長できる生活体験の場を積極的に提供し、子どもの主体的な育ちを支えながら「自立」を目指していくために、リービングケア推進委員会を設置する。

ア 「手作り会」の活動を基本に、さらに子どもの興味、関心を拡げ生活体験の場を提供するための発信を行う。

イ 子どもは主体的な生活者であるという視点に立った日常生活の見直しや取り組みについて協議を行う。

ウ 社会資源やサービス、社会生活に必要な知識について情報収集に努め、子どもの社会経験の構築を図る。

エ 退所に向けた具体的なリービングケア内容の検討を行い、ハンドブック作成に向けた準備を行う。

オ 施設の生活の質の向上を目指した提案や改革について積極的に発信する。

③ 子どもと共に作る自立支援計画検討委員会

児童自立支援計画書の策定は、全児童養護施設に義務付けられており、子どもの最善の利益に向けた支援の継続性、一貫性、妥当性の確保、および職員が一人ひとりの子どもの支援目的や方法を共有するために不可欠である。また、子どもにとっても、自分自身が施設生活の意味を知り、今の生活を考えながら将来的なビジョンを持って生活することは、主体的な生活者となる第1歩となる。そのために、子どもや保護者の意向やニーズと施設との「合意されたニーズ」を求め、拡大していく、不断の取り組みとそこに至る過程を基本に、自立支援は成り立つと考え、子どもと共に作る自立支援計画推進委員会を設置する。

ア 光が丘学園自立支援計画票（個別支援計画書）の策定について検討協議し、提案を行う。

- イ 施設生活、学校（幼稚園）生活、家族関係について子どもや保護者と話し合う内容についての検討し、実施計画を策定。
- ウ 自立支援計画についての児童および保護者との話し合いの結果について、検証する。
- エ 日常生活場面における自立支援計画の活用について検討し、実施計画を策定する。

④ 養育マニュアル検討委員会

児童養護施設の基本は「養育」である。社会的養護の基本理念に基づいた内容であるか、子どもの姿や願いに添った実践であるか、子どもの育ちと希望を育む質の向上を目指しているか、これらについて職員は常に研鑽していかねばならない。また、様々な経験や考えを持った職員が交代勤務で養育に携わり、退職等でメンバーの入れ替わりも行われる現状において、職員個々の力量による養育の「差」が子どもの不利益とならないようにすることは、施設全体で取り組むべき課題である。光が丘学園は、平成17年の施設内虐待発覚以降、それまでの画一的、威圧的な養育から、個別的、主体的な養育への転換を図ってきた。10年目の節目を迎えるにあたり、光が丘学園の養育実践について明文化する取り組みを行うことにより、全職員の共通理解の下に「よりよく生きる」子どもの育ちを目指すために、養育マニュアル検討委員会を設置する。

ア 生活場面に応じた養育支援に実際について、職員全体で検証するための準備を行う。

イ 養育マニュアル作成に向けた話し合いについて記録し、継続してテーマの提案を行う。

ウ 生活場面における養育支援の内容について、子どもの意見を反映するための方策を検討し実施する。

エ 養育マニュアルの内容について、定期的に検討し必要な見直しを図る。

(4) 諸会議と内容

① 運営会議

ア 必要に応じて開催する。

イ 学園の基本事項を審議する。

ウ 構成は施設長、副施設長、主任保育士、グループ責任者、事務主任とし必要によっては他の職員を加える。

② 職員会議

ア 月1回第3水曜日に開催する。必要と認めた場合は変更または臨時に開催する。

イ 各部署の連絡調整と翌月の養育計画、行事予定を周知徹底し円滑な運営を図る。

ウ 議長は副施設長が務める。書記は出席職員の輪番とする。

エ 構成員は全職員を原則とする。

③ 支援会議

ア 児童のケアにおける全般にわたり討議・研究する。

イ 月1回第1、第2水曜日定例開催する。

ウ 議長は主任児童指導員、主任保育士が務める。書記は輪番とする。

エ 構成は施設長、副施設長、支援職員とする。他の職員は任意参加とする。

④ グループ会議

ア 各グループにおける児童支援内容の検討、ケースカンファレンス、連絡調整を行なう。

イ 月1回第4水曜日定例開催する。

ウ 構成はグループ職員を原則とするが、必要に応じて副施設長、主任保育士、心理職員等も出席する。

⑤ 給食会議

ア 給食運営の全般について討議・検討する。

イ 月1回定例に開催する。(毎月第2水曜日 14:00~)

ウ 議長は調理責任者が務める。書記は輪番とする。

エ 構成は調理員4名、施設長、事務、関係支援職員が参加する。

オ 食に関して、全体に係わることについては、職員会議の中で協議決定する。

⑥ 特別委員会（各委員会）

ア　月1回第4水曜日に開催する。

イ　構成は各推進委員会メンバーを原則とするが、必要に応じて招集することがで
きる。

⑦ 研修会

ア　職員の資質や支援の向上を目的に、各種研修会の参加報告、ケース研究、個人
研究の発表、講演、その他ケアの諸問題について研修を深める。

イ　月1回定例開催とするが、必要に応じて施設長が収集し開催する。

ウ　構成員は全職員を原則とする。

⑧ 朝・昼の打ち合わせ会議

ア　原則として、平日は午前9時30分と13時45分、休日は10時と13時45分に
開催する。

イ　出席はその日の勤務職員とする。

ウ　内容は宿直勤務の引継ぎ事項、児童の健康状況、その他、指導上全般について
周知を図る。

⑨ その他

ア　必要な会議は施設長の了承を得てその都度開催する。

イ　会議の議事録は、清書の上、施設長の決裁を受け回覧する。

(5) 職務内容について

① 施設長（兼 光が丘子ども家庭支援センター長）

施設長は、理事会の決定する方針に従い所属職員を監督し施設の運営管理を統括する。

【 一般・人事に関する事案 】

ア 入所児童の日常支援

イ 入所児童の預り金管理

ウ 職員の服務管理・福利厚生

エ 職員の配置・職員の採用

オ 職員の休暇・欠勤・旅行命令・自家用車運行管理など

カ 職員の諸手当など

キ 職員の健康診断の実施

ク 職員の研修

ケ 施設設備の保守管理など

コ その他

【 法人収入に関する事案 】

ア 受贈の承認・寄附金・収入

【 法人支出に関する事案 】

ア 固定資産の購入・売却・廃棄（50万円未満）

イ 契約（請負・委託）（50万円未満）

ウ 報酬・給与など定期的支出

エ 分担金・負担金支出

② 副施設長（兼 基幹的職員）

副施設長は、施設長を補佐し各部署との連絡調整を行い業務全般にわたりその円滑な運営を図る。基幹的職員も併せて兼務する。

③ 主任児童指導員、主任保育士

主任児童指導員、主任保育士は、施設長、副施設長を補佐し各部署との連絡調整を図り、支援全般についての総括業務・支援職員のスーパーバイズ（指導・支援・援助）を行う。

④ 事務主任

事務主任は、庶務及び会計事務に従事する。

【 庶務】

ア 本部事務（理事会）福利厚生

イ 公文書類の収受、配布、発送

ウ 公印の管守

エ 諸規定の作成及び管理

オ 児童の入退所及び入院事務

カ 関係機関との連絡調整

キ その他 廉務に関すること

【 経理 】

ア 本部・施設・センター会計関係予算決算

イ 職員給与関係事務等

ウ 財産（備品）管理、営繕

エ 金銭の出納、物品の購入、運用、保管

オ 寄付、金品の受け入れ

カ その他 会計事務に関すること

⑤ 児童指導員・保育士

児童指導員・保育士は、児童支援の企画及び実施並びに児童の日常生活の支援、学習支援、保健衛生、防災・安全指導に関することに従事する。

【 生活 】

ア 居室担当に関わる生活支援、健康管理、金銭管理、学校との連絡、保護者との連絡・家庭調整

イ その他 生活支援に関すること

【 支援 】

ア 行事・学習支援〈居室・全体行事等の企画実施を含む〉

イ その他 指導支援に関すること

⑥ 基幹的職員

基幹的職員は、職員の専門性の向上を図り、入所児童およびその家庭への支援の質を確保する役割を担う。

ア 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネージメントと

その進行管理を行う。

イ 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割を

果たす。

ウ 職員に対する適切な指導、教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルス

に関する支援を行う。

⑦ 家庭支援専門相談員

家庭支援専門相談員は、入所児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携

のもと電話や面接等により児童に早期家庭復帰等を可能とするための相談・指導

等の支援（「家庭復帰支援」）を行い、親子の再構築が図られるよう下記の業務に

従事する。

ア 保護者等への養育相談、養育指導、家庭復帰後における生活相談

イ 退所後の児童に対する継続した生活相談等

ウ 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談

エ 要保護児童の状況の把握や情報交換などを行うための協議会への参画

オ 施設職員への助言及び支援会議への出席

カ 児童相談所等関係機関との連絡・調整

キ 入所児童受け入れとアフターケア保護者との関係調整

ク その他 家庭支援に関すること

⑧ 個別対応職員

特に個別での対応が必要な児童に対しての個別面接、生活場面での1対1の対応等他の支援職員への助言指導等を行うことにより精神面や日常生活での安定を図る。

ア 個別面接、1対1対応、指導助言等

イ 指導結果の報告・協議・検討・記録

ウ その他 個別対応に関するこ

⑨ 心理療法担当支援

虐待などによる心的外傷のため遊戯療法やカウンセリングなどの心理療法を実施し子どもの安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することにより子どもの自立支援を図る。

ア 心理療法

イ 生活場面面接

ウ 職員等への助言及び指導

エ 支援会議への出席

オ その他

⑩ 特別指導員

各種スポーツやダンス等の表現活動を通して、児童との共感を深め、成就感や自信を持たせ児童の自立支援の強化を図る。

ア サッカー

イ ドッジボール

ウ 野球

エ その他 スポーツ指導に関わること

⑪ 調理員

調理員は給食業務に従事する。

ア 給食調理に関すること

イ 食材購入及び食品・貯蔵品管理に関すること

ウ 入所児童の栄養管理に関すること（嗜好調査などを含む）

エ 衛生管理に関すること（検便ほか）

オ 保健所等関係機関との連絡調整

カ その他 給食業務に関すること

⑫ 看護職員

医療的ケアの必要な児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを

行き医療的支援体制の強化を図る。

ア 通院計画および付き添い

イ 医師、薬剤師と連携し、治療や服薬について児童が主体的に迎えるよう指導する

ウ 病床児、病後児の健康管理に関すること

エ 常備薬の管理、与薬に関するこ

オ 健康相談に関するこ

カ 感染予防に関するこ

キ その他医療的ケアのために必要な業務

⑬ 嘴託医

嘱託医は、入所児童の診察と健康管理及び保健衛生の職務に従事する。

ア 児童職員の健康診断に関するこ

イ 「光が丘学園」感染症総合対策委員（インフルエンザ対策委員兼務）

ウ その他